

平成28年第1回  
中札内村議会臨時会会議録

平成28年1月22日（金曜日）

---

◎出席議員（8名）

1番	北嶋信昭君	2番	森田匡彦君
3番	黒田和弘君	4番	中西千尋君
5番	男澤秋子君	6番	宮部修一君
7番	中井康雄君	8番	高橋和雄君

◎欠席議員（0名）

◎地方自治法第121条の規定による説明のための出席者

中札内村長 田村光義君 教育長 上松丈夫君

◎中札内村長の委任を受けて説明のため出席した者

副村長	火山敏光君	総務課長	阿部雅行君
住民課長	山崎恵司君	福祉課長	高島啓至君
産業課長	成沢雄治君	施設課長	大和田貢一君

◎教育長の委任を受けて出席した者

教育次長 高桑浩君

◎職務のため出席した議会事務局職員

議会事務局長 長澤則明君 書記 林真悠君

## ◎議事日程

日 程 第 1		会議録署名議員の指名
日 程 第 2		会期の決定
日 程 第 3	承認第 1 号	中札内村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について
日 程 第 4	承認第 2 号	平成 27 年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について
日 程 第 5	議案第 1 号	中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 6	議案第 2 号	中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 7	議案第 3 号	職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
日 程 第 8	議案第 4 号	財産の購入について
日 程 第 9	議案第 5 号	平成 27 年度中札内村一般会計補正予算について
日 程 第 10	議案第 6 号	平成 27 年度中札内村介護保険特別会計補正予算について
日 程 第 11	議案第 7 号	平成 27 年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について
日 程 第 12	議案第 8 号	平成 27 年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

## ◎開会宣告

○議長（高橋和雄君） ただいまの出席議員数は8人です。

定足数に達しておりますので、ただいまから平成28年第1回中札内村議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手もとに配布したとおりです。

### ◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（高橋和雄君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、5番男澤議員と6番宮部議員を指名いたします。

### ◎ 日程第2 会期の決定

○議長（高橋和雄君） 日程第2、会期の決定を議題にします。

お諮りをいたします。

この臨時会の会期は、本日1日にしたいと思います。

このことに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日1日に決定をいたしました。

### ◎日程第3 承認第1号 中札内村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認について

○議長（高橋和雄君） 日程第3、承認第1号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

（田村光義村長登壇）

○村長（田村光義君） 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、平成27年12月16日に決定された平成28年度の与党税制改正大綱において番号法の一部の手続きで個人番号の取り扱いを見直す方針が示されたことにより、平成27年6月定例会において議決いただいた本条例の一部改正条例をさらに改正するものであります。

なお、本条例改正は6月改正時に、平成28年1月1日に施行としていた改正条例の改正であることから、12月31日までに公布施行する必要があるため地方自治法第179

条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますのでよろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

**○議長（高橋和雄君）** 補足説明を山崎住民課長、お願いします。

**○住民課長（山崎恵司君）** それでは、補足して説明させていただきます。

黒ナンバー7番、議案関係資料の2ページをお開きください。

新旧対照表により説明させていただきます。

今回の改正は、平成28年1月1日に施行された番号法の一部の手続きで個人番号の取り扱いを見直す方針が示されたことによる改正であります。

なお、本条例改正は昨年6月に議決いただいた村税条例等の一部を改正する条例の施行日である平成28年1月1日の前日までに改正しておく必要があることから、専決処分できる場合を規定した地方自治法第179条第1項の緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであることを認めるときを適用し、専決処分により改正し12月29日に公布施行したものであります。

具体的な改正の概要ですが、まず条例第51条の改正ですが、この条項は村民税の減免に関する規定で6月の改正時点では、減免の申請書に個人番号、又は法人番号を記載するという内容の改正を行いましたが、今回の見直し方針により、個人番号については省略することになり改正をしようとしたものであります。

次に89条の改正は、先ほどの51条の改正により、個人番号の根拠法律が削除されたことに伴い、同様の根拠法律をここに追加したものであります。

最後に、第139条の改正は特別土地保有税の減免に関する規定で、先ほどの51条と同様、個人番号を省略する改正となっています。

なお、この第139条の改正は、昨年12月に議決いただいた村税条例等の一部を改正する条例でも一部改正が行われております。

資料の1ページには、6月の改正、12月の改正、そして今回の専決処分による改正の経過を表にして載せておりますので参考にしていただきたいと思います。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明を終わります。

承認第1号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

承認第1号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第1号、中札内村税条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についての専決処分の承認についてを採決いたします。

この承認のとおり、決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。  
したがって、承認第1号は可決されました。

◎日程第4 承認第2号 平成27年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認について

○議長(高橋和雄君) 日程第4、承認第2号、平成27年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

この度、コミュニティバスの購入にあたり、繰越明許の設定が必要となりましたが、議会の議決を得る時間的余裕がなかったことから、繰越明許費に2,290万9,000円を追加する一般会計補正予算について、地方自治法第179条第1項の規定に基づき専決処分をしたものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を阿部総務課長、お願いいたします。

○総務課長(阿部雅行君) 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー2番、平成27年度一般会計補正予算、平成27年専決第7号をご用意いたします。2ページをお開きください。

第1表の繰越明許費の追加です。コミュニティバスの購入事業について、昨年12月議会について補正予算を組みましたが、年度内に契約車両の納品が終了しないため、繰越明許費を設定しようとするものです。

事業を進めるにあたりまして、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により繰越明許費の設定について12月30日に専決処分をしたものであります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) それでは、承認第2号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) よろしいですか。

質疑がなしと認めます。

これで、質疑を終わらせていただきたいと思います。

それでは、承認第2号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

承認第2号、平成27年度中札内村一般会計補正予算の専決処分の承認についてを採決

いたします。

この承認のとおり、決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、承認第2号は可決されました。

◎日程第5 議案第1号 中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第6 議案第2号 中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◎日程第7 議案第3号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第5、議案第1号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第6、議案第2号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定について、日程第7、議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についての3件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま一括上程議題に供されました提案の趣旨についてご説明申し上げます。

8月に人事院が国家公務員に対する給与改定の勧告を行い、その後、閣議決定され一般職の給与に関する法律が今国会で成立しております。

本村の職員給与については、これまで国家公務員に準じた改正を行ってきていることから、給料及び勤勉手当等について条例の一部を改正するものであります。

また、これまで職員に準じて改正してきている議会議員及び村長等、特別職の期末手当についても過日開催した特別職報酬等審議会において審議いただき、勧告に準じた諮問どおり答申されましたので、併せて関係条例の一部を改正するものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○議長(高橋和雄君) 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○総務課長(阿部雅行君) 補足説明申し上げます。

黒ナンバー7番、議案資料6ページをお開きください。

まず最初に、平成27年度の人事院勧告の概要についてご説明申し上げます。

民間企業との格差を埋めるため、月例給与とボーナス等の引き上げがありました。

給料は、初任給において民間との間に差があることを踏まえ、1級の初任給を2,500円上げ、若年層について重点において同程度の改正を行い、その他につきましては1,100円程度の引き上げを基本に改定を行い、平均会計率は記載のとおり、0.4%になります。期末勤勉手当は支給月数を0.1か月引き上げ、合計4.2月に改定し、引き上げ分につきましては勤勉手当に配分されます。

資料3ページにお戻りください。

議会議員及び村長等の給与に関する条例の一部改正についてですが、これまでも職員に準じて改正を行っており、手当は期末手当1本でございますので、期末手当の平成27年度12月分に100分の10、0.1か月を加算して100分の222.5の支給に改正しようとするものです。

平成28年度の改正は、今回0.1か月引き上げたものを6月期と12月期にそれぞれ0.05月ずつ調整を図るものであります。

施行日は公布の日。適用は、12月1日からといたします。

特別職報酬等審議会は、1月18日に開催し、20日に答申を行っております。

次に、職員の給与に関する条例ですが、資料の9ページから12ページは給料表の新旧対照表です。平均0.4%の改定ですが、それぞれの級において号俸の若いほうに会計率が集まり、若年層に重点をおいた改定となっております。

資料を戻りまして、7ページ。条例の新旧対照表になります。

第14条の4、勤勉手当ですが、支給割合を国と同様に100分の80に改めようとするものです。

第4項では、再任用職員への規定を同様に規制しようとするものです。

ただし、本年度につきましては、引き上げ分0.1月分を12月期に加えますので、下段の附則3をご覧ください。

平成27年12月に支給する勤勉手当の特例措置として、職員であれば100分の80とあるのは100分の85に、再任用職員であれば100分の37.5とあるのが100分の40と引き上げ分を12月期に配分するものであります。

施行日ですが、改正条例は公布の日から施行し、平成27年4月1日から遡及適用するものです。ただし、勤勉手当に係る第14条の4は、平成27年12月1日から適用するものです。

そして、附則4、こちらでは改正前に受けていた4月以降の給与は改正後の給与条例の規定による内払とみなすといたしております。今回の人事院勧告に基づく主な給与の影響額であります。給与改定では約76万8,000円。勤勉手当で、256万3,000円。そのほか、給与改定の跳ね返りなので、85万6,000円となっております。

以上で、補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

これから3件を一括して質疑を行います。

質疑を出してください。

ありませんか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは、関連性がありますので1点お伺いをしたいと思います。

今、提案理由がありましたとおり、8月に人事院勧告が出て、その後閣議決定。さらには、20日ですか、参議院の議会で国家公務員の給与を改正する法律が通ったということですね。

本村についても人勸あるいは国家公務員に準じて、今までも改正をしてきているという観点ですけれども、その関係では特にないわけですけれども。12月議会でもちらりお話をしました。その間、人事院勧告として次代の養成として、フレックスタイム制かな。国においては研究職など限定としている対象を、2016年度から原則全部の職員に広げる

と、こんなことです。

これについては、柔軟な働き方を支援するためということですのですけれども、ちょっとこう見ると、勤務に関する条例かな。あるいはまた、勤務に関する規則の中でもできるとすれば、今議会に出す必要はないのですが、そこら辺の取り扱いにつきまして、どのようなことで整理をしているのかお聞きをしたいと思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 国におきましては、今回の人事院勧告においてフレックスタイム制の導入がございました。我が、中札内村につきましては、ただいま勤務時間の割振りの変更という規定がございまして、それによって、必要に応じて勤務時間を前倒して、早朝勤務、そして、早期退庁を実施しております。具体的には、少年団活動に従事する職員等がこれに該当して適用させています。

今現在、この制度がございまして、これを活用してやっていこうという考えでいます。過去はですね、試験的にサマータイム等を実施した時期がありましたけれども、どうしても北海道の夏は割と短いので長期間できないときもありますので、当面はこの勤務時間の割振り変更で対応していこうという考えでございまして。

○議長（高橋和雄君） よろしいですか。

3番黒田議員。

○3番（黒田和弘君） わかりました。

それで、条例にまだ影響しないということで、勤務時間に関する条例の改正は出てきていなくて、規則で運用していこうと、こういうことだったのですけれども。

基本的には、フレックスタイム制ですか。これについては、人勧どおりやるというこんな理解での説明があったかというふうに思いますが、その再度確認をしたのですが。

いずれにしても、次代の養成というのですかね、そんなことから出てきたことですのですけれども。あるいはまた、一般職向け、あるいはまた、育児介護中の職員向けと、こんなことがございまして、本人の希望によって取れるという趣旨のようございまして。

特に、育児介護中の職員にしては週1日ですか、平日に休むことを認めるという、こんなこともはっきり謳っていますので、職員側としてはそれぞれの実態にあわせた中で取りやすくなるのではないかということが思いますので、ぜひそんなことも運用を図っていただきたいですし、既定の整備がなされてないとするれば、これらの趣旨にあわせて、それぞれ規則、規定等の整備を行う必要があるのではないかというふうに思います。

国においても、このことによって超過勤務が増加しないようにするというだけではなくて、逆に縮減する方法での働き方の推進が必要であると、こんな趣旨も得ているわけですから、そこら辺、この趣旨をそれぞれ執行者あるいは職員側も一体となって、より効率的な仕事ができるようこと今後進めていただきたいなというふうに思うのですが、そこら辺のことについて再度答弁をいただきたいというふうに思います。

○議長（高橋和雄君） 阿部総務課長。

○総務課長（阿部雅行君） 今、ご質問いただいた点ですけれども、全職員が取れるような形で、勤務時間については調整等が必要でございまして、今現在の勤務時間の割振り変更規定をこれを活用して、全職員が取れるような形で進めていきたいと思っております。

全体に、勤務調整とかそういうのは必要になってきますので、そこら辺はきちんとやっていきたいと思っております。

○議長（高橋和雄君） よろしいでしょうか。



そのほか、よろしいですか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わりたいと思います。

議案第1号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) よろしいですか。

討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第1号、中札内村議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第2号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第2号、中札内村長等の給与等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第3号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第3号、職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

## ◎日程第8 議案第4号 財産の購入について

○議長(高橋和雄君) 日程第8、議案第4号、財産の購入についてを議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長。

(田村光義村長登壇)

○**村長（田村光義君）** 提案の趣旨についてご説明申し上げます。

本案件は、コミュニティバス用のノンステップ小型バスを購入するもので、1月20日に指名競争入札を行った結果、応札業者が1社となったため随意契約により、1,728万円で東北海道日野自動車株式会社と売買契約を締結しようとするものです。

詳細については、担当課長より説明申し上げますのでよろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます。

○**議長（高橋和雄君）** 補足説明を阿部総務課長、お願いします。

○**総務課長（阿部雅行君）** 補足説明を申し上げます。

黒ナンバー7番、議案関係資料13ページをお開きください。

コミュニティバス1台を購入するもので5社を指名しましたが、このうち3社が辞退、2社により1月20日入札を行いました、1社が欠席のため、残り1社が見積書を徴しまして、随意契約をいたしました。

契約業者は東北海道日野自動車株式会社で、予定価格1,983万4,740円に對しまして、契約額は1,728万円。予定価格に対する率は87.1%です。

以上で、補足説明を終わります。

○**議長（高橋和雄君）** 提案理由の説明が終わりました。

議案第4号に対する質疑を行います。

質疑はございませんか。

3番黒田議員。

○**3番（黒田和弘君）** 今それぞれ説明があったのですけれども。

いずれにしても財産の購入にあたっては、地方自治法施行令ですか、いわゆる政令、あるいはまた、村の財務規則等によってそれぞれ契約の方法、一般競争入札、指名競争入札、随意契約ということで決められておるわけなのですが。

今の説明からいくと、その規定に基づいて5社について指名競争入札で執行したところ、最終的に1社しかいないのでその業者と随契をした。このことについては、その規定から言って特に問題はないのかなと思うのですが、辞退の理由というのは各会社の理由ですから、それぞれあるのかなというふうに思うのですが。

村として、どうして辞退されたのかということもある程度おわかりになっているのではないかなと思いますので、そこら辺についてのわかる範囲内で結構でありますので、教えていただきたいなというふうに思います。

○**議長（高橋和雄君）** 辞退の理由ですね。

阿部総務課長。

○**総務課長（阿部雅行君）** 指名した5社につきましては、それぞれトヨタ、日産、三菱、日野、イズズとありまして、それぞれマイクロバス29人乗りは当然持っておりますが、この中で中札内村で購入しようとしているのがノンステップバス、低床型バス、人にやさしいバスという形で使用しておりますので、このノンステップのところでは他の業者が納期まで間に合わない、もしくは作っていない等の理由から辞退との申し出がありました。

○**議長（高橋和雄君）** よろしいですか。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** 主なる理由については、わかりました。

わかりましたけれども、ノンステップバスというの私も機械にあまり詳しくないのでわからないのですけれども。ノンステップバスというのがどんなバスなのかちょっとわからないのですが。

併せて、中札内全村的にこれ、8月から回るのでありますが、結構高齢者の方というかな、足腰も弱っている方もおられる、その便宜を図るためということなのですが。ちょっと素人的に考えるには、バスに乗るときよりも普通、お年寄りですから、かなり低いほうが登りやすいのですね。だから、そこら辺考慮されて発注していると思われるのですが、考慮して何センチくらいの高さで乗り降りができるようなことを配慮されているのか。

あるいは、私ども考えるとそれぞれ足腰の悪い人も病院に行ったりとか、そんな利便性を高めるためにバスの購入になるのですけれども。そうすると、車いすというのですか、運送法上それがいいのか、悪いのかちょっとわからないのですけれども。できれば、車いすでもしっかりこうやれる人については、リフトでもあれば、これは後ろからですか。乗るようになっていのかどうかちょっとわからないのですが、そういう人の対応というのは考えていないのか、運行上許されないのかね、そこら辺ちょっと私どもも気になっているところなんです。

そこら辺について、ちょっとわかるようなことで説明していただきたいなというふうに思います。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** 仕様書にあたりまして、ノンステップバスと私申しました。ノンステップバスは、低床、床が低いバスで乗りやすいバスのことを通称いたしまして、その辺を購入にあたって、村としては当然考慮してございます。

高齢者、特に障害のある人も乗りやすいような形で乗れるようなバスを購入しようとしております。

何センチと質問があったのですけれども、ちょっとセンチまではわからないのですけれども、とりあえず、低床バスで高齢者、障がい者にやさしいバスを導入しようとしております。

もう1件ご質問ありました、車いすの方についてはどのような対応をしているのかということで、こちらにつきましても仕様書の中で車いす用のスロープ。昇降口にスロープ、それをですね、仕様に入れておりますので車いすの方もそのスロープを使って車内に乗り入れできるような形を取るようしております。

**○議長（高橋和雄君）** 3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** その高さの関係については、それでノンステップということですから、何センチかわからないのですけれども、そういう高齢者もスムーズに上がれる高さという理解でいいのかなというふうに思うのですけれども。

併せて、スロープということで、後ろから乗るようになるのかな。乗り口から乗るのかな、それもちょっとわからないのですが、普通のコミュニティバスですから、運転手がいちいち降りてきて介助するというわけではないですね。

そこら辺のどんな展開になるのか。1人でそういうスロープに車いすの方が乗り降りできるようなそんなことのスロープなんかは、その辺わかりやすく答えていただきたいなと思います。

**○総務課長（阿部雅行君）** すいません、先ほどの説明でどこから乗り降りするのかが漏

れておりました。乗り降りにつきましては、普通の乗車口を使って乗り降りをいたします、一般の乗客と同様に。それくらいの幅があるという形です。

あと、車いす用のスロープは、さすがにそれは自動に出てきませんので、対象者が出た場合は、ドライバーの方が設置、外すという作業をやらなければなりません。

ただし、それは頻度としては、毎回あるものではないかなと思っておりますので、それはドライバーの方にやってもらうような考えでおります。

補助員ですね。補助員をつける予定はございません。

ドライバーがスロープを出し、しまう作業をやる予定でございます。

**○議長（高橋和雄君）** そのほか、ご質疑はございませんか。

5番男澤議員。

**○5番（男澤秋子君）** バスのことについて、ちょっと前回私も一般質問して、乗るときに買い物をしたりするときを使う、買い物かごを押して歩くようなそういうようなものそのまま乗って使えるようにということ、そういうようなバスを購入したほうがいいって言うようなことを申したと思うのですけれども。そういうようなもの、ベビーカーのようなものですね、あれは。そういうようなものも一緒に乗って行けるような状況になるのか。

それとあと、今言ったように車いすを乗せることによって、スペースが今あまり大きいスペースではないと思うのです。10人乗りということになるので、その10人乗りのスペースで車いすが乗ることによって十分に確保されるようなバスなのかというのがちょっと気になるので、その点についてお伺いいたします。

**○議長（高橋和雄君）** 阿部総務課長。

**○総務課長（阿部雅行君）** まずはですね、バスの大きさなのですけれども。バスの大きさは、29人乗りのマイクロバスを想定しております。その29人乗りのマイクロバスに対して、席をとりあえず14人程度座れるような配置をしたいと思っております。

ですから、今おっしゃったように、車いすの方がもし乗車されてきた場合は、スペース的には十分あると考えております。

もう1点ご質問ありました、買い物かごを乗せてそのままですね。それは、特性のものはございませんので、先ほどの車いす用のスロープを使うような形になります。

頻度が多いようになってくれば、そのスロープを車内の邪魔にならない安全な所に配置して出し入れしやすいような形に取っていくような形も対応としては考えられます。

**○議長（高橋和雄君）** 一応利用できるというようなことであります。

そのほか。

よろしいですか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わらせていただきたいと思います。

議案第4号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

**○議長（高橋和雄君）** 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第4号、財産の購入についてを採決します。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。  
したがって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第9 議案第5号 平成27年度中札内村一般会計補正予算について

◎日程第10 議案第6号 平成27年度中札内村介護保険特別会計補正予算について

◎日程第11 議案第7号 平成27年度中札内村簡易水道事業特別会計補正予算について

◎日程第12 議案第8号 平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算について

○議長(高橋和雄君) この際、日程第9、議案第5号から日程第12、議案第8号までの平成27年度中札内村各会計補正予算についての4件を一括して議題にいたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

田村村長、お願いします。

(田村光義村長登壇)

○村長(田村光義君) ただいま一括上程議題に供されました各会計補正予算の提案趣旨についてご説明申し上げます。

初めに、一般会計でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ2,017万7,000円を追加し、総額を39億3,486万9,000円に調整したものであります。

次に介護保険特別会計でございますが、既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ5万2,000円を追加し、総額を2億6,151万4,000円に調整したものであります。

次に、簡易水道事業特別会計であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万7,000円を追加し、総額を1億2,698万2,000円に調整したものであります。

次に、公共下水道事業特別会計であります。既定の歳入歳出予算の総額にそれぞれ4万7,000円を追加し、総額を1億5,716万7,000円に調整したものであります。

詳細については、担当課長より説明申し上げますので、よろしくご審議、ご決定くださいますようお願い申し上げます、説明を終わります。

○議長(高橋和雄君) 補足説明をお願いいたします。

阿部総務課長からお願いをいたします。

○総務課長(阿部雅行君) 一般会計補正予算の補足説明を申し上げます。

黒ナンバー3番、一般会計補正予算書により歳出の主なものから説明させていただきますが、歳出に関係のある特定財源については併せて説明いたしますので、歳入の同様の説明を省略いたします。

まず、最初に総体的な事項といたしまして、先ほど決定いただきました議員報酬、村長等給与、職員の給与に関する条例の一部改正などによる人件費の補正について説明させていただきます。

24ページをお開きください。

24ページ、特別職の給与費明細書の表ですが、下段比較の欄、長等の欄に12万6,

000円の増は期末手当0。1月分引き上げたことによるもので、議員につきましては、昨年4月が改選期で新任の議員は6月期末手当が満額出ておりませんので、今回の改正分を確保できており、追加補正はしていません。

次に25ページをお開きください。

一般職に係る給与費明細書ですが、今回の給与改正に伴い、給料、勤勉手当の増。それと、給料改定に伴う各種手当などの跳ね返り分を追加補正しております。

なお、介護保険特別会計、簡易水道事業特別会計、公共下水道事業特別会計の人件費の係る説明は同様の改正でありますので説明は省略させていただきます。

それでは、歳出15ページをお開きください。

15ページ、4款衛生費、1項保健衛生費、3目診療所費、説明欄中段、修繕料40万3,000円の追加は、診療所ボイラーの修繕を行うため追加をするものです。

次に17ページ、6款農林業費、2項農業費、1目農業振興推進費、説明欄上段の食と農業農村振興基金積立600万円の減額。次の18ページ、3項畜産費、2目畜産振興費、説明欄上段、酪農振興対策補助金600万円の追加は、12月議会補正予算において説明した株式会社よつ葉から酪農振興のために受けた600万円の寄附を農業振興基金に積んで活用しようとしていましたが、活用の期限があるため中札内村農協に酪農振興対策としての補助金を計上するものです。

次に20ページ、8款土木費、2項道路橋梁費、3目除雪対策費、委託料1,500万円の増額はこれまでの降雪により、今後2月、3月に対応する委託料に不足が見込まれることから、今回追加をするものです。

22ページをお開きください。

10款教育費、1項教育総務費、3目学校教育振興費、説明欄、児童生徒対外競技参加補助金17万6,000円の追加は、1月30日から2月2日まで長野県、エム・ウェブで開催される全国中学校スケート大会に3名の生徒が参加することから追加するものです。

戻りまして、7ページをお開きください。

今回の補正に伴う財源につきましては、留保していましたが普通交付税を主に充当いたしますので、2,010万3,000円を追加するものです。

以上で、一般会計補正予算の補足説明を終わります。

**○議長（高橋和雄君）** そのほかの会計については、人件費の改定での補正だということの説明がないようでございますので、これで提案理由の説明を終わらせていただきたいというふうに思います。

それでは、これから4件を一括して質疑を行いたいというふうに思います。

質疑を出してください。

3番黒田議員。

**○3番（黒田和弘君）** それでは、1点聞かせてください。

20ページの除雪対策費です。当日、補正予算書配布ということで除雪対策費、当初何ぼだったのかわからないのですけれども。これからいくと、3,970万8,000円なのかな。ということで、今の説明からいくと、2月、3月見込みということで1,500万円追加したということですが、当初予算に対して今まで何回出動していくらかかって、現存の予算の残が何ぼでこの1,500万円ある見込みで追加したという、そこら辺の流れについて説明をしていただきたいなと思います。

○議長（高橋和雄君） 大和田施設課長。

○施設課長（大和田貢一君） まず、当初予算については、3,600万円をもって除雪についてはスタートしております。

それで、11月24日の降雪に始まって、19日の降雪まで延べ全車両が出動した回数は7回となっております。

ただ、この間のような19日の除雪については、実際3回出ていますけれども、ここで1回カウントしていますので、延べの日数でいくともっと増えることになると思います。

現在まで7回の除雪以外に凍結防止、凍結によるスリップ防止用の砂の散布とか郊外の削り等も含めて、回数については何回とは言えないのですけれども、常時12月、1月と出動している機会があるという状況でございます。

今回19日の除雪の後は、拡幅まで含めて執行見込みが2,800万円。現段階で約800万円の残となっておりますので、今後2月、3月は2,300万円の予算をもって対応していこうということで補正をさせていただいたところであります。

○議長（高橋和雄君） 流れは、おわかりになったかと思えます。

そのほか、ご質疑いただければと思います。

よろしいでしょうか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わらせていただきます。

討論に移らせていただきます。

最初に、議案第5号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第5号、平成27年度中札内村一般会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

議案第6号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第6号、平成27年度介護保険特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（高橋和雄君） 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

議案第7号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第7号、平成27年度簡易水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

次に、議案第8号に対する討論を行います。

討論はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

議案第8号、平成27年度中札内村公共下水道事業特別会計補正予算についてを採決いたします。

この議案は原案のとおり決定することに異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(高橋和雄君) 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号は原案のとおり可決されました。

これで本日の日程はすべて終了しました。

会議を閉じます。

平成28年第1回中札内村議会臨時会を閉会します。

閉会 午前10時53分